

(1) 審議事項

③ 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例

旭市国民健康保険条例（平成17年旭市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

旭市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
○旭市国民健康保険条例 平成17年7月1日 条例第77号 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産した場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。	○旭市国民健康保険条例 平成17年7月1日 条例第77号 (出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産した場合は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。